

第3編 土木工事共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

特仕 1-1-4 現場技術員

1. 請負者は、現場監督技術業務及び現場検査技術業務を管理する管理技術者、準管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。
2. 請負者が監督職員に対して行う**連絡**は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。
3. 監督職員から請負者に対する**連絡**が現場技術員を通じて行われた場合は、監督職員から直接**連絡**があったものと同等である。

特仕 1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1. 「共仕」第3編1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第1項の立会の実施にあたっては、別に定める確認・立会簿により実施するものとする。
 - ①請負者は確認・立会の希望日と内容等の確認立会事項について確認・立会簿に記載し、あらかじめ監督職員へ**提出**するものとする。
 - ②監督職員は提出された確認立会事項に対しての確認立会方法を請負者に通知するものとし、確認立会の実施後は直ちにその結果を確認立会書として回答するものとする。
 - ③確認・立会簿による提出、通知、回答は電子メールを使用することを原則とし、確認・立会に用いた資料等は確認・立会の実施者が保管するものとする。
2. 「共仕」第3編1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第6項の段階確認の実施にあたっては、別に定める段階確認簿により実施するものとする。
 - ①請負者は、「共仕」第3編1-1-6表1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
 - ②請負者は段階確認に係わる種別・細別、施工予定時期等を確認内容として段階確認簿に記載し、あらかじめ監督職員へ**提出**するものとする。
 - ③監督職員は、**提出**された確認内容に対しての確認方法を請負者に**通知**するものとし、請負者は通知された確認方法により段階確認を受けなければならない。
また、段階確認においては請負者は臨場しなければならない。
 - ④段階確認の実施結果について監督職員は速やかに確認結果、確認日等を確認書として回答するものとする。
 - ⑤段階確認簿による提出、通知、回答は電子メールを使用することを原則とし、段階確認に用いた品質・出来形記録資料やその他参考資料等は、確認実施者が保管するものとする。

特仕 1-1-8 品質証明

1. 請負者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期と実施内容を「共仕」第1編第1章1-1-4 施工計画書の第1項（15）その他に記載しなければならない。

2. 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期および工事検査の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により、整備、保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

特仕 1-1-9 工事完成図書の納品

1. 請負者は、「共仕」第3編1-1-9 **工事完成図書の納品**という工事完成図書の提出は、完成時に**納品**することに代えるものとする。
2. 請負者は、「工事完成図書等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で**納品**しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」、「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（案）」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。
3. 請負者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を**納品**しなければならない。

特仕 1-1-11 施工管理

請負者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（建設大臣官房技術調査室長通達、昭和 60 年 9 月 24 日）に基づいて作成し、完成時に**納品**しなければならない。

特仕 1-1-15 提出書類

1. 請負者は、契約書に定めるもののほか、「共仕」第3編1-1-15工事提出書類の**提出**すべき書類は下記のものとし標準帳票様式等により監督職員に**提出**するものとする。

なお、「土木工事書類作成提出要領」の適用時は、「土木工事書類作成提出要領」で定める帳票様式等を優先するものとする。

- (1) 施工計画書
 - (2) 材料確認願
 - (3) 段階確認書
 - (4) 確認・立会願
 - (5) 工事打合簿（**指示・協議・承諾・提出・報告・届出簿**）
 - (6) 工事履行報告書
 - (7) 品質管理図表
 - (8) 出来形管理図表
 - (9) 施工体制台帳及び施工体系図
 - (10) 各種台帳 植栽台帳・照明台帳・防護柵台帳・標識台帳・橋梁台帳・舗装台帳・品質記録保存資料
2. 工事書類の簡素化の試行については、「工事書類簡素化一覧表（案）」に基づき実施するものとする。

また、請負者は、**設計図書**において「工事打ち合わせ簿等の電子化」の対象工事であることを明示された場合は、工事打合簿（**指示、協議、承諾**は除く）、材料確認簿、段階確認簿、**確認・立会願**、夜間・休日作業届けの書類を**提出**する場合は、所定の

様式に基づき電子メールにて**提出**するものとする。

なお、これらに定められていない場合は、監督職員と**協議**するものとする。

また、「土木工事書類作成提出要領」の適用時は、「土木工事書類作成提出要領」で定める書類の取り扱い方法等を優先するものとする。

3. 請負者は、工事（業務）の施行（履行）のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。

対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令及び国土交通省情報セキュリティポリシー（平成18年4月19日）に準拠しなければならない。

また、国土交通省情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督職員に提示を依頼するものとする。

特仕 1－1－16 創意工夫

請負者は、「共仕」第3編 1－1－16 創意工夫に関する事項について、実施内容を具体的に施工計画書に記述するとともに、実施状況を所定の様式に記載し**報告**することができる。

特仕 1－1－17 施工体制審査員制度

1. 工事請負代金額が500万円以上の工事については施工体制審査員制度の対象工事とし、以下によるものとする。

（1）本工事の施工体制審査業務を担当する施工体制審査員の氏名は**設計図書**によるものとする。

（2）施工体制審査員が監督職員に代わり現場等で施工体制の審査を実施する場合には、その業務に協力しなければならない。

また、書類（施工体制台帳、施工体系図、下請契約書等）の**提出**に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

ただし、施工体制審査員は契約書第9条に規定する監督職員ではなく、**指示、承諾、協議**及び**確認**の適否等を行う権限は有しないものである。

（3）監督職員から請負者に対する**指示**又は、**通知**等を施工体制審査員を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接**指示**又は**通知**等があったものと同等である。

（4）監督職員の**指示**により、請負者が監督職員に対して行う**報告**又は、**通知**は施工体制審査員を通じて行うことができるものとする。

特仕 1－1－18 土木工事品質確認技術者

請負者は、設計図書で土木工事品質確認技術者を選択できる対象工事と明示され、土木工事品質確認技術者を選択した場合は、次の各号によるものとする。但し、低入札価格調査制度の調査対象工事及びISO認証取得活用工事として承認された工事は本制度を選択できない。

（1）請負者は、土木工事品質確認技術者を選択した場合は、中部地方整備局長が認定した土木工事品質確認技術者を配置しなくてはならない。

（2）土木工事品質確認技術者は、当該工事に従事していない社内の者でかつその他工事に常駐・専任していない者とする。また、土木工事品質確認技術者を定めた場合、

書面により氏名、資格（土木工事品質確認技術者認定証の写しを添付）、経験（過去5カ年程度）及び経歴書を監督職員に**提出**するものとする。なお、土木工事品質確認技術者を変更した場合も同様とする。

- （3）土木工事品質確認技術者は、下記に示す品質確認等を行うものとし、実施した内容を記載した様式および確認した資料等を整備・保管するものとする。また、資料等は完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員及び検査職員の請求があった場合には速やかに**提示**するものとする。
 - ①表1－5「品質段階確認一覧表」に示す段階について臨場等により確認。
 - ②土木工事共通仕様書第2編材料編第1章一般事項第2節表1－1「指定材料の品質確認一覧」に示す材料について臨場若しくは試験成績表等により確認。
 - ③表1－5に記載のない工種については、別途段階確認等について、監督職員と**協議**し定めた内容。
- （4）請負者は、品質確認の実施にあたり、段階確認や指定材料の品質確認の項目を施工計画書の（15）その他に記載しなければならない。
- （5）土木工事品質確認技術者の資格を有する者は、「共仕」第3編第1章1－1－8、「特仕」第3編第1章1－1－8の品質証明における品質証明員と兼ねて実施することができるものとする。
- （6）土木工事品質確認技術者は、原則として技術検査（完成・既済・中間等）に立ち会わなければならない。
- （7）土木工事品質確認技術者を選択した場合は、上記（3）の段階確認および指定材料の品質確認に要する費用については、別途監督職員と**協議**するものとする。

特仕 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工

一般：一般工事
重点：重点工事

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	土木工事監督技術基準 (案) による 段階確認頻度 A	土木工事品質確認技術者による品質確認頻度		土木工事品質確認技術者制度 による 監督職員等の段階確認頻度C
					臨場による品質確認頻度 B	写真等による品質確認頻度 A－C－B	
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回／1工事	1回／1工事	－	1回／1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎	1回／土質毎	A－C－B	1回／1工事
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施状況	1回／1工事	1回／1工事	－	1回／1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／100m	一般：1回／工事 重点：2回／工事	一般：－ 重点：A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／100m	一般：1回／工事 重点：2回／工事	一般：－ 重点：A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／100m	一般：1回／工事 重点：2回／工事	一般：－ 重点：A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
バッチャーレン 工	サンドレン 袋詰式サンドレン ペーパーレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回／200本 重点：1回／100本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回／200本 重点：1回／100本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
締固め改良工	サンドコンパクションバイブル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回／200本 重点：1回／100本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回／200本 重点：1回／100本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
固結工	粉体噴射搅拌 高圧噴射搅拌 セメントミルク 搅拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回／200本 重点：1回／100本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回／200本 重点：1回／100本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回／20本 重点：1回／10本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回／150枚 重点：1回／100枚	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	試験矢板＋ 一般：1回／工事 重点：2回／工事
		打込完了時	基準高、変位		一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回／75本 重点：1回／50本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	試験矢板＋ 一般：1回／工事 重点：2回／工事
		打込完了時	基準高、変位		一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	

特仕 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	土木工事監督技術基準 (案) による 段階確認頻度 A	土木工事品質確認技術者による品質確認頻度		土木工事品質確認技術者制度 による 監督職員等の段階確認頻度C
					臨場による品質確認頻度 B	写真等による品質確認頻度 A－C－B	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／ 5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	試験杭＋一般：1回／工事 重点：2回／工事
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／ 5本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	試験杭＋ 一般：1回／工事 重点：2回／工事
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質		一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	
		施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量		一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／ 5本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／ 5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	試験杭＋ 一般：1回／工事 重点：2回／工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度/1構造物 重点：60％程度/1構造物	一般：15％程度/1構造物 重点：30％程度/1構造物	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／ 5本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	試験杭＋ 一般：1回／工事 重点：2回／工事
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／ 5本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎	1回／1工事	－	1回／土(岩)質毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1本	1回／1本	－	1回／工事
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工	鉄骨据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回／1構造物	1回／1工事	A－C－B
本体設置前(オープンケーソン)	支持層		1回／1構造物	－			
掘削完了時(ニューマチックケーソン)							
土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置		1回／土(岩)質の変化毎	1回／1工事	－	1回土(岩)質毎	
鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比		1回／1ロット	1回／1工事	A－C－B	1回／工事	
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／ 5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	試験杭＋ 一般：1回／工事 重点：2回／1工事
		打込完了時	基準高、偏心量		一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／ 5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物	一般：1回／工事 重点：1回／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事

特仕 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	土木工事監督技術基準 (案)による 段階確認頻度 A	土木工事品質確認技術者による品質確認頻度		土木工事品質確認技術者制度 による 監督職員等の段階確認頻度C
					臨場による品質確認頻度 B	写真等による品質確認頻度 A－C－B	
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線	－	－	1回／1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線	－	－	1回／1法線
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1工事	－	－	1回／1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1工事	－	－	1回／1工事
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工 (橋台) R C 躯体工 (橋脚) 橋脚フーチング工 R C 擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎	1回／1工事	－	1回／土(岩)質毎
		床堀掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回／1構造物	1回／1工事	A－C－B	1回／1工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1構造物	1回／1工事	－	1回／工事
躯体工 R C 躯体工		杏座の位置決定時	杏座の位置	1回／1構造物	1回／1工事	－	1回／工事
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	－	一般：1回／工事 重点：2回／工事
鋼 橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)	キャンパー、寸法等	一般：―― 重点：1回／1構造物	一般：－ 重点：1回／1構造物	－	一般：―― 重点：1回同左
プレキャストコンクリート(1)桁 製作工 プレキャストコンクリート桁 組立工 プレキャスト桁製作工 PCボックス製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押出し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5％程度／総ケーブ数 重点：10％程度／総ケーブ数	一般：5％程度／総ケーブ数 重点：10％程度／総ケーブ数	－	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了時	設計図書との対比	一般：10％程度／総ケーブ数 重点：20％程度／総ケーブ数	一般：10％程度／総ケーブ数 重点：20％程度／総ケーブ数		一般：1回／工事 重点：2回／工事
		PC鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作を除く)	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎	適用除外		1回／土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1回／支保工変更毎			1回／支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回／構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回／ 構造の変化毎の頻度の多い方			一般：1回／構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回／ 構造の変化毎の頻度の多い方
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回／200m以上臨場により確認			1回／200m以上臨場により確認
トンネルハート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回／構造の変化毎			1回／構造の変化毎
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。				各工事ごと別途定める。

注)・表中の「段階確認の程度」は、目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。
なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。
・土木工事品質確認技術者の臨場による品質確認で設計変更に関する確認が必要となった場合は、従来どおり監督職員による「段階確認」を行うものとする。
・一般工事：重点工事以外の工事
・重点工事：下記の工事
イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
ロ 施工条件が厳しい工事
ハ 第三者に対する影響のある工事
ニ その他
・写真等による品質確認については、写真・施工管理データにより施工後速やかに品質の確認を行うものとする。

特仕1-1-19 建設現場のオープン化

設計図書において、建設現場へのオープン化の試行対象工事と明示された場合は、以下の要領に基づき実施するものとする。

1. 公共工事の品質確保について現地における監督の重要性に鑑み、これまでの臨場による監督行為に加え、モニターカメラを補助的に活用することにより、工事施工状況の把握を充実させ、契約の適正な履行と円滑な施行の確保を図ることを目的とする。

併せて、公共工事の執行に関する説明責任の向上の観点から、必要に応じ施工状況の映像を見学施設等において一般見学者等に公開することにより、事業の円滑な執行への寄与を期待するものである。

2. モニターカメラの設置位置については、監督職員の**指示**によるものとする。
3. モニターカメラの操作は、原則として監督職員が行うものとする。また、モニターカメラの稼働時間は、工事の作業実施時間内とする。なお、モニターカメラは、目的以外にはこれを使用しないことを原則とするが、盗難、テロ等にかかる危機管理上等で特に必要が生じた場合を除くものとする。

第2章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

「共仕」に示す諸基準に下記基準類を追加する。

建設省 車両用防護柵標準仕様について (平成11年2月)

日本道路協会 車両用防護柵標準仕様・同解説 (平成11年3月)

また、「厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン (平成15年)」を「厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (平成21年)」へ読み替えるものとする。

第3節 共通的工程

特仕2-3-3 作業土工 (床掘り・埋戻し)

1. **設計図書**に実線で示した床掘線は、指定したものである。請負者は、指定した勾配で床掘が困難な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
2. **設計図書**に点線・一点鎖線で明示した床掘線又は床掘線の明示のないものは、「数量算出要領」に基づくものであり、床掘勾配を拘束するものではない。
3. 請負者は、道路、鉄道、家屋等の近接箇所及び土質湧水等の状況により土留工等が必要と判断される場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**して施工するものとする。
4. 構造物の埋戻しは図面に示す埋戻し線とするが、埋戻し線の記載のない場合は、床

掘り前の地盤線とする。

特仕2-3-5 縁石工

1. 「共仕」第3編2-3-5縁石工の1項の敷モルタルは1：3（セメント：砂）の重量配合とする。
2. アスカーブの施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。
3. アスカーブの施工にあたり、気温が5℃以下のとき、または雨天時の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の6項の規定によるものとする。

特仕2-3-8 路側防護柵工

1. 請負者は材料手配前に十分な現地調査を行い、支柱埋込み不可能な場合は監督職員と**協議**するものとする。
2. **設計図書**と現場の状況が一致しない場合は、監督職員と「**協議**」する旨を**施工計画書**に記載するとともに、作業員への周知をはかる為、下請けに「**報告**」する旨を作業手順書に記載させること。
3. 請負者は、**設計図書**においてビデオカメラによる出来形管理の試行対象工事と明示された場合、防護柵の所要の埋込み長が確保されていることが**確認**できる状況「建て込み時の施工状況、若しくは埋込み長の測定状況等」をビデオカメラにより全本数分を撮影し、監督職員の要請があった場合はすみやかに**提示**するとともに、検査時まで監督職員に**提出**するものとする。
併せて、**設計図書**に示した出来高、品質を満足していることを証明した施工確認書（案）（別紙1）を監督職員に**提出**するものとする。

特仕2-3-9 区画線工

1. 仮区画線については、供用期間が1ヶ月未満は加熱式ペイント（ガラスビーズ有）、1ヶ月以上は溶融式（ガラスビーズ有）とする。
2. 修繕工事等において路面切削又は基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線については、常温ペイント式とする。
3. 請負者は、車線変更等を行うために、既設区画線を消去する場合には削り取らなければならない。

特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工

1. ポステン主桁製作の使用セメントは、早強ポルトランドセメントとする。ただし、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
2. 実測値に異状があった場合は、監督職員に**報告**し、適切な措置を講じなければならない。
3. 請負者は、道路橋示方書・Ⅲコンクリート橋編19・8（P C鋼材工及び緊張工）に準拠し、実測値と緊張作業計画の予定値を対比した報告書を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**するとともに、検査時まで監督職員に**提出**す

るものとする。

4. グラウトの配合は表5-1とするが、請負者はコンクリート標準仕様書施工編（土木学会）第25章及び基準編（土木学会）9. PCグラウト試験方法に示す品質と、強度の**確認**のため試験練りを実施し、**設計図書**に示す品質が得られることを**確認**するものとする。

ただし、試験方法はグラウト試験方法に基づき実施するものとする。

表5-1 グラウトの配合

名 称	普通ポルトランドセメント	水	ランダムリージング型混和剤 (ホゾリスGF1700同等品以上)
グラウト材料 1 m ³ 当り	1,305kg	587 ℓ	13kg

5. プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋編）19.8 PC鋼材工及び緊張工」（道路協会、平成14年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。

なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

特仕2-3-17 根固めブロック工

1. 請負者は、ブロックの製作にあたっては**設計図書**に示す場所で行わなければならない。
なお、製作場所を変更する場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
2. 請負者は、コンクリートの打設にあたって、打継目を設けなければならない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
3. 請負者は、根固めブロックの据付開始は、コンクリート打設後3週間経過後とする。

特仕2-3-23 現場継手工

1. 請負者は、道路橋示方書に準拠するものとし。トルク係数値はA種に適合するものとする。
2. 請負者は、締付け確認をボルト締め付け後すみやかに行い、その記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。
なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

特仕2-3-24 伸縮装置工

1. バックアップ材については、ミルシートの**提出**のみとする。
2. 請負者は、漏水防止のための伸縮装置内充填材の充填方法について**施工計画書**に記載しなければならない。

特仕2-3-26 多自然型護岸工

1. カゴマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（平成21年4月24日改訂）（以下「新基準」という。）によるほか、**設計図書**及び以下によるものとする。
 - （1）線材は、表－1の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、請負者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に**提示**し、確認を受けなければならない。
 - なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は**設計図書**によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。
 - （2）請負者は、納入された製品について底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び製造年月日を記載した表示標を保管するものとし、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

表－1 要求性能の確認方法

項目		要求性能	確認方法		
			試験方法	試験条件	基準値
線材に 要求さ れる性 能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547に準拠)		引張強さ 290/mm2以上
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 30g/m2以上
			線材摩耗試験	回転数 20,000回転	
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	新基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと		
	環境適合性	周辺環境に影響を与えないこと	新基準「1. 適用河川」に基づくこと		

上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	—	摩擦係数 0.9以上
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のため	線材摩耗試験後の線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100回転	摩擦係数 0.9以上 (初期摩耗後)

注1) 表-1の確認方法に基づく公的試験機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、新基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験(表-2)を行うものとする。

注2) メッキ鉄線以外の線材についても、新基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督職員に提示し、確認を受けなければならない。

表-2 線材の品質管理試験の内容

	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
工場	線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	JISG3547準拠	5巻線に1回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JISG3547準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JISG3547の4.3	JISG3547準拠	5巻線に1回
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法 またはICP発光分析法	5巻線に1回
	メッキ付着量	※2	JISH0401準拠	5巻線に1回
公的試験機関	線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	JISG3547準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JISG3547準拠	200巻線に1回
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法 またはICP発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	※2	JISH0401準拠	200巻線に1回
	摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数0.9以上	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	200巻線に1回
		長期性能型 摩擦係数0.9以上 (初期摩耗後)	線材摩耗試験後の線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の面的摩擦試験	200巻線に1回

注1) 1巻線とは、工場における製造単位を言い、約1tとする。

注2) メッキ成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び摩擦抵抗に

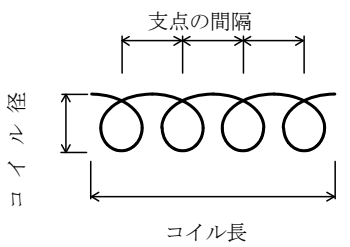
関する性能確認試験に使用した製品のメッキ成分及び付着量を基に決定する。

注3) 線径の基準値の() 書きは、30cm 規格、[] 書きは、50cm 規格

注4) メッキ鉄線以外の鉄線についても、新基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、品質確認試験を行うものとする。

- (3) 鉄線の品質の証明は、表－2に基づき生産過程の管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を保管するものとし、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。
- (4) 請負者は、かごマットは、側網、仕切網をあらかじめ工場で底網に結束しなければならない。ただし、特殊部でこれにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (5) かごマットは、網線と枠線の結び合わせについては、直接に1.5回以上巻き付けた形状で、先端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部についても1.5回以上巻きとするが、リング状に加工して良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。
- (6) かごマットの連結の方法はコイル式とし表1－4のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長の1/2以上(1本/m)を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末は内面に向けるものとする。
- (7) かごマットの厚さが30cmを使用する場合には、かごマットの編目から中詰め用ぐり石が抜けでないようにしなければならない。

表1－4 連結コイル線

かご厚	線径	コイル径	連結支 点の 間 隔	コ イ ル 長	
50cm	5mm	50mm 以下	80mm 以下	50cm 以上	
30cm	5mm	50mm 以下	80mm 以下	高さ方向30cm その他50cm以上	

特仕2－3－31 現場塗装工

1. 請負者は、箱断面で鋼材の継手部等において、雨水の侵入する恐れのある部分については、パテ等により防止するものとする。
2. 下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。
3. 中塗り・上塗りの色彩は**設計図書**による。
4. 運搬・架設の過程に生じた塗膜破損部については、塗膜上の付着物を取り除き補修塗装を行うものとする。

なお、塗料及び使用量については、工場塗装の塗装仕様を満足するものとする。

5. 請負者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、必要な処置を講じなければならない。

6. 請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。
7. 請負者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとし、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

特仕2-3-32 簡易鋼製品の塗装

1. 簡易鋼製品の塗装は、下記の仕様及び使用量とする。
 下塗り…鉛系錆止 170 (140) g/m²以上 (JIS K 5623 1回塗)
 上塗り…フタル酸樹脂2種 (120) g/m²以上 (JIS K 5516 1回塗)
 なお、() 数値はハケ塗りの場合の標準使用量である。
2. 簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、下記のとおりとする。
 鋼板・形鋼等…… JIS H 8641-2種 HDZ40 (付着量 400 g/m²以上)
 ボルト・ナット等… JIS H 8641-2種 HDZ35 (" 350 g/m²以上)

第4節 基礎工

特仕2-4-1 一般事項

1. 請負者は、橋梁下部の基礎工の施工にあたって、主任技術者又は監理技術者が管理技術者（道路橋示方書IV下部工第13章施工に関する一般事項13.4管理技術者）と兼務する場合は、**施工計画書**にその旨を記載しなければならない。
2. 請負者は、**設計図書**に示された場合を除き、構造物の基礎工の材料は再生クラッシュラン（RC-40）を使用しなければならない。

特仕2-4-2 土台基礎工

1. 請負者は、間伐材を使用する場合、有害なひび割れ、腐り、曲がりのない木材を使用しなければならない。

特仕2-4-3 基礎工（護岸）

請負者は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が**指示**した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。

特仕2-4-4 既製杭工

1. 請負者は、**設計図書**に中掘工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会H19. 1」の表3.3.1に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
 なお、施工にあたっては、オーガ先端が**設計図書**に示された深さに達した時点で、直ちにセメントミルク（W/C＝60～70％）を噴出（低圧の場合：1 N/mm²以上の圧、高圧の場合：15～20 N/mm²以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理を行わなければならない。

2. セメントミルクの注入量及び注入方法については**施工計画書**に記載し、施工にあたっては施工記録を整備・保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合はすみやかに**提示**するとともに、完成時に**納品するものとする**。

3. 既製コンクリート杭の継手は継手金具を用いたアーク溶接法とする。

4. 請負者は、中掘工法による杭支持層の**確認**は掘削速度を一定に保ってスパイラルオーガの駆動電流値の変化を電流計より記録して、事前の地盤調査結果と掘削深度の関係を把握しなければならない。

また、合わせてスパイラルオーガ引上げ時にオーガ先端部に付着している土砂を直接目視により把握するものとするが、これにより難しい場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

5. 鋼管杭の現場継手は、半自動溶接法による全周全厚突き合せ溶接とする。

6. 溶接施工管理技術者は、管理技術者が兼務できるものとする。

7. 「共仕」第3編2-4-4既製杭工の21項の（8）については、現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ピット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部について**確認**するものとする。

なお、請負者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。

補修方法は、表2-2に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては、必要により予熱等を行なうものとする。

表2-2 欠陥の補修方法

	欠陥の種類	補修方法
1	鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダー仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
2	鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
3	鋼材端面の層状われ	板厚の1/4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
4	アースストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののちグラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダー仕上げのみでよい

5	仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
6	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。
7	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。
8	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。
9	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。
10	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダー仕上げする。
11	スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。

8. 請負者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。

なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

9. 請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）⑧施工 8.3 くい施工で、8.3.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、請負者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。

10. 請負者は、「共仕」2-4-4第21項（7）及び（8）の当該記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

特仕 2-4-5 場所打杭

1. 請負者は、2本目以降の杭施工については、既施工の杭本体に衝撃等有害な影響を加えないように施工順序・施工方法等を検討し**施工計画書**に記載しなければならない。

2. 請負者は、場所打杭施工後の床掘については、場所打杭コンクリートの養生（「共仕」第1編3-6-9養生第2項）が終了した後に行わなければならない。

3. 請負者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記

録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

4. 請負者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

また、請負者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。

特仕2-4-6 深礎工

1. 請負者は、ライナープレートの組立ができる最小限の掘削にとどめなければならない。
2. 請負者は、ライナープレートを埋殺施工した場合、地山との空隙を埋めるため、深礎杭のコンクリート打設後グラウトを行わなければならない。
3. グラウトモルタル1 m³当りの示方配合は表2-3を標準とする。

表2-3 グラウトモルタルの配合比

セメント kg	C : S	起泡剤 kg	フロー値 sec (目標参考)
200以上 高炉 B	1:4～6	0.8	(25±5)

4. 請負者は、グラウト量の検収は、セメントの充袋数及び空袋数又は流量計で行うものとし、検収数量については、監督職員と**協議**するものとする。
5. 請負者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。
6. 請負者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

特仕2-4-7 オープンケーソン基礎工

1. 請負者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。
2. 請負者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

特仕2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工

1. 請負者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。
2. 請負者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

特仕2-4-9 鋼管矢板基礎工

1. 請負者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。
2. 請負者は、溶接工の資格の確認に関して、監督職員または検査職員から要求があった場合は資格証明書（検査時においてはその写し）等をすみやかに**提示**しなければならない。
3. 請負者は、「共仕」第3編2-4-9鋼管矢板基礎工第11項（7）及び（8）の当該記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

第5節 石・ブロック積（張）工

特仕2-5-1 一般事項

1. 請負者は、裏込材に**設計図書**に明示された材料を使用しなければならない。
2. 請負者は、水抜き孔の施工にあつたては、硬質塩化ビニル管（VPφ50mm）を用い、3㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して設置しなければならない。
3. 請負者は、伸縮目地の施工にあつては、**設計図書**に明示された場合を除き10m毎に設けなければならない。

特仕2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕2-5-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、**設計図書**に示された場合を除き、図2-1によるものとする。

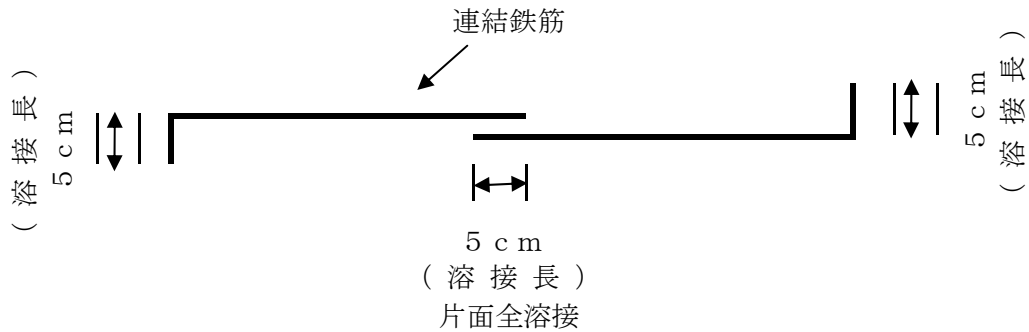


図2-1 コンクリートブロックの鉄筋継手

特仕2-5-4 緑化ブロック工

請負者は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、監督職員に連絡するとともに、その原因を調査のうえ再度施工するものとし、施工結果は監督職員または検査職員から要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第6節 一般舗装工

特仕2-6-1 一般事項

1. 路肩舗装は本線と同時施工する。これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
2. 請負者は、マウントアップ歩道の摺付を5%以下の摺付勾配とし、なめらかに仕上げなければならない。なお、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とする。

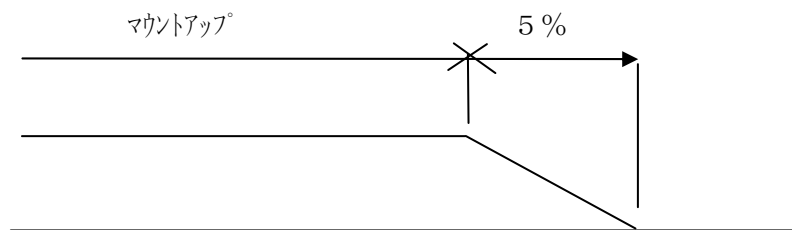


図2-1 マウントアップ歩道の摺付

特仕2-6-3 アスファルト舗装の材料

1. 請負者は、粒状路盤材について、規格品の搬入可能量を監督職員に**報告**しなければならない。
2. 請負者は、「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料におけるアスファルト混合物の事前審査制度の認定を受けたアスファルト混合物は認定書の写しを事前に**提出**することによって、配合設計、基準試験、試験練り等に変えるとともに、品質管理基準による品質管理の記録及び関係書類について、監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

3. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径は、40mm以下とし標準粒度範囲は表2-4とする。

表2-4 骨材の標準粒度範囲

工法 ふるい目		セメント安定処理	石灰安定処理
通過 百 分 率 (%)	53 mm	100	
	37.5mm	95～100	
	19.0mm	50～100	
	2.36mm	20～60	
	75 μm	0～15	2～20

4. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材は、表2-5に示す品質規格に合格したもので多量の軟石、シルト、粘土塊や有機物、その他セメントの水和に有害な物質を含んでいてはならない。

表2-5 骨材の品質規格

	試験方法	セメント安定処理	石灰安定処理
425μmふるい通過分の塑性指数 (PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9 以下	6～18
修正 C B R (%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	20以上 (上層路盤) 10以上 (下層路盤)	20以上 (上層路盤) 10以上 (下層路盤)

※舗装試験法便覧によることもできる。

5. 「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の5項における小規模工事とは、路盤材及び骨材の使用量が100m³以下をいう。
6. 「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料第6項における小規模工事とは、合材量が100 t 以下をいう。
7. 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径は40mm以下とし、標準粒度範囲は表2-6とする。

表 2－6 骨材の標準粒度範

工 法 ふるい目		加熱アスファルト安定処理
通 過 質 量 百 分 率 (%)	53 mm	100
	37.5 mm	95～100
	19 mm	50～100
	2.36mm	20～60
	75 μm	0～10

8. 安定処理に使用する骨材は、表 2－7 に示す品質規格に合格したもので著しく吸水性の大きい骨材、多量の軟石、シルト、粘土塊や有害な物質を含んでいてはならない。

表 2－7 骨材の品質規格

	試 験 方 法	規 格
425μmふるい通過分の 塑性指数 (PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9 以下

※舗装試験法便覧によることもできる。

9. 加熱アスファルト安定処理路盤材の基準アスファルト量は3.5～4.5%とする。
10. 示方アスファルト量と「共仕」第3編 2－6－5 アスファルト舗装工の5項の(5)による最終的な配合(現場配合)から決定した基準アスファルト量が表 2－8 の範囲を超える場合は、アスファルト量について変更するものとする。この場合、使用する骨材の比重が特に大きい(若しくは小さい)ためにアスファルト混合率が見掛け上変わった場合の取扱いは、容積に換算して計算するものとする。ただし、仕上りの密度が変わったための契約変更は行わないものとする。

表2-8 混合物の種類とアスファルト量

混合物の種類	瀝青安定処理	①	②		③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨
		混粗合粒物度アスファルト	混密合粒物度アスファルト		細ア粒ス度フアフルト混合物	密ア粒ス度フギアヤルツトブ混合物	混密合粒物度アスファルト		細ア粒ス度フギアヤルツトブ混合物	混細合粒物度アスファルト	密ア粒ス度フギアヤルツトブ混合物	混開合粒物度アスファルト
		20	20	13	13	13	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	13
最大寸法 (mm)	40	20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13
アスファルト量 (%)	3.5	4.5	5.0	5.2	6.0	4.5	5.0	5.5	6.0	7.5	5.5	3.5
	~ 4.5	~ 5.5	~ 6.0	~ 6.2	~ 8.0	~ 6.5	~ 7.0	~ 6.5	~ 8.0	~ 9.5	~ 7.5	~ 5.5

特仕2-6-4 コンクリート舗装の材料

コンクリート舗装工で路盤等に使用する材料等は、「特仕」第3編特仕2-6-3 アスファルト舗装の材料の規格に適合しなければならない。

特仕2-6-7 アスファルト舗装工

1. 請負者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。
2. 請負者は、路盤の仕上り厚が2層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。
3. 請負者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10cm以下となるようまき出さなければならない。
4. 上層路盤の安定処理の混合方式は、**設計図書**に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。
5. 請負者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。
6. 請負者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施

工しなければならない。

請負者は、やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを**確認**し施工しなければならない。

- (1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
- (2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は185℃を超えてはならない。
- (3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
- (4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。
- (5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
- (6) 混合物の転圧延長は10m以上にならないようにする。

7. 5℃以下で施工する場合は、本条第6項の規定によるものとする。

8. プライムコートの使用量は1.2ℓ/㎡とし、タックコートの使用量は0.4ℓ/㎡とする。

特仕2-6-11 グースアスファルト舗装工

請負者は、配合を決定したときには設計図書に示す品質が得られることを確認し確認のための資料を整備・保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、すみやかに**提示**するとともに、完成時に**納品**するものとする。

特仕2-6-12 コンクリート舗装工

1. 上層路盤の安定処理の混合方式は、**設計図書**に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。

特仕2-6-13 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕2-6-14 ブロック舗装工

1. ブロック舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. インターロッキングブロックの規格は表2-9のとおりとし、請負者は、これを証明する試験成績表を監督職員に**提出**するものとする。

表2-9 インターロッキングブロックの規格

	種 類	記 号	曲げ強度	透水計数
強 度	普通インター ロッキング ブロック	N-1	4.9N/mm ²	
		N-2	以上	
	透水性インター ロッキング ブロック	P-1	2.9N/mm ²	1×10 ⁻²
		P-2	以上	cm/sec
	植生用インター ロッキング ブロック	G-1	3.9N/mm ²	
		G-2	以上	
厚さ	普通、植生用インター ロッキングブロック		±3mm	
	透水性インター ロッキングブロック		+5-1mm	
寸法	普通、透水性、植生用 インターロッキングブロック		±3mm	

注1) 1：一層型インターロッキングブロック

2：二層型インターロッキングブロック

注2) インターロッキングブロックの形状その他により曲げ強度試験ができない場合はコアによる圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロックおよび化粧インターロッキングブロックにおいては、32N/mm²以上、透水性インターロッキングブロックにおいては、17N/mm²以上でなければならない。

3. 請負者は、ブロックの色彩・パターンについて、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

特仕2-6-15 路面切削工

1. 請負者は、施工前に本条2項又は自動横断測定法により現地の計測を行い、切削厚さが設計平均深さになるよう計画高を決め、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
なお、平均厚さに±5mm以上の変更が生じた場合は**設計図書**に関して監督職員に**協議するものとする**。
2. 現地測量による方法
 - (1) 横断方向の測定箇所は2車線道路で9点、4車線道路で片側9点（全体18点）とする。
 - (2) 平均厚の計算は、「数量算出要領」に準ずるものとする。
 - (3) 切削深さの管理は、2車線道路で5点法、4車線道路で9点法により行わなければならない。

特仕2-6-16 舗装打換え工

1. 請負者は、舗装打換部の既設アスファルト版については、コンクリートカッタで切断したのち、損傷部分を取りこわさなければならない。打換にあたっては、舗装版路盤に悪影響のないよう施工しなければならない。
2. 請負者は、路盤を入替えるときには、隣接する路盤をゆるめないよう施工しなければならない。
3. 請負者は、一層の仕上り厚さが7cm以下になるよう舗設しなければならない。
4. 請負者は、ローラ等により品質を確保するための締固め度が得られるよう、締固めなければならない。

特仕2-6-18 アスファルト舗装補修工

1. 請負者は、アスファルト舗装のポットホール・段差・局部的なひびわれ及びくぼみ・コンクリート舗装の目地縁部あるいはひびわれの角欠け・段差・穴あき等の欠損部の補修にあたっては、加熱アスファルト合材を使用して舗設しなければならない。
2. 請負者は、欠損部の補修の施工については、既設舗装面を清掃後タックコートを施工し、加熱アスファルト合材を敷ならしたのち、振動ローラ等により締固めなければならない。
3. 請負者は、アスファルト舗装の亀裂箇所、目地材が充填できる亀裂箇所には、石・ごみ・どろ等を吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、プライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。
4. 請負者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より**指示**を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に**提出**しなければならない。

特仕2-6-19 コンクリート舗装補修工

1. コンクリート版における注入孔は、4㎡に1ヶ所、孔径は50mm程度とし、削孔箇所は等間隔・千鳥状とする。請負者はクラック発生状況により位置の変更が必要な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
2. 請負者は、計測装置・計画方法を**施工計画書**に記載しなければならない。
3. 請負者は、コンクリート舗装の目地及び充填できる亀裂箇所には、古い目地材・石・ごみ・どろ等の異物を人力で取り除き、清掃を行ったのちプライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。
4. 請負者は、注入完了後、沈下量の測定を行うものとし、測定箇所は舗装版1枚につき1点とする。注入後の測定値が0.4mm以上の場合は、再注入を行わなければならない。

なお、注入孔は前回とは別途に削孔しなければならない。

また、再注入後のタワミ量を測定し、結果を監督職員に**報告**するものとする。

第7節 地盤改良工

特仕2-7-3 置換工

請負者は、構造物の基礎面等で、置換えが必要と判断される場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

特仕2-7-5 パイルネット工

請負者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

特仕2-7-9 固結工

1. 請負者は、薬液注入工の着手前に薬液注入工の施工計画を監督職員に**提出**するものとする。
2. 請負者は、薬液注入の採用に際しては、暫定指針（建設省通達）による調査を行わなければならない。
3. 請負者は、地下埋設物に近接して薬液注入を行う場合は、薬液注入の流出を防止するためゲルタイムの調整等の措置を講じなければならない。
4. 請負者は、地下水及び公共用水の水質の汚濁の恐れがある場合は、水質の状況を監視しなければならない。

第8節 工場製品輸送工

特仕2-8-1 一般事項

1. 請負者は、輸送に関する関係官公署への特殊車両申請等の手続きについては、輸送を行う前に許可を受けておかななければならない。

2. 請負者は、輸送に着手する前に輸送計画に関する事項を第1編1-1-4 施工計画書第1項により施工計画へ記載しなければならない。

特仕2-8-2 輸送工

請負者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、請負者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に**連絡**し、取り替えまたは補修等の方法を監督職員へ**提出**のうえ処置を講じなければならない。

第10節 仮設工

特仕2-10-5 土留・仮締切工

土の締め固めについては、「特仕」第1編特仕2-3-3 盛土工の4項の規定によらなければならない。

特仕2-10-14 電力設備工

請負者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気主任技術者を選び、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。

特仕2-10-16 トンネル仮設備工

1. 請負者は、トンネル用濁水処理設備の設置については、「共仕」第3編2-10-16 トンネル仮設備工のほか、停電等の非常時にも対応した設備としなければならない。
2. 請負者は、トンネル工事における粉じん対策の充実を図るため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（厚生労働省）及び「トンネル工事の粉じん発生作業に関する衛生管理マニュアル」（国土交通省）に基づき粉じん対策を実施しなければならない。
3. 請負者は、トンネル坑内作業環境を改善するため、「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」の指定を受けた建設機械を使用しなければならない。また、内燃機関付の機械を使用する場合は、有害ガス・ばい煙による汚染対策用装置を装備したものを使用しなければならない。
4. 請負者は、掘削工（削岩、ずり出し）および支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、粉じん対策設備が必要となった場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
5. 請負者は、掘削工（削岩、ずり出し）および支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、電動ファン付粉じん用呼吸保護具等の有効な呼吸用保護具を使用しなければならない。

特仕2-10-23 足場工

枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。
ただし、これにより難しい場合は監督職員と**協議**のうえ設計変更の対象とする。

第12節 工場製作工（共通）

特仕2-12-2 材 料

1. 請負者は、鋼板について、あらかじめ板取表を監督職員に**提出**するものとする。
2. 請負者は、機械試験について、試験する箇所を監督職員に**確認**を受けるものとする。
また、機械試験について、J I Sの試験方法により引っ張り・曲げ及びシャルピー衝撃試験を行い、その結果を監督職員に**提出**するものとする。
3. 請負者は、支承、排水桷、高力ボルトについて、使用材料の機械試験成績表及び施工管理写真を監督職員に**提出**するものとする。
4. 塗料については、「特仕」第2編特仕2-11-1一般事項の規定によらなければならない。
5. 請負者は、材料確認結果を「特仕」第2編第1章第2節工事材料の品質および検査（確認を含む）第3項により取り扱うものとする。

特仕2-12-3 桁製作工

1. 仮組立て検査

請負者は、設計図書に示された方法により仮組立て検査を実施しなければならない。

1) 直接仮組立て検査を実施する場合

請負者は、仮組立て方法、計測方法等について施工計画書に記載し、監督職員に提出するものとする。

なお、直接仮組立てに替えて直接仮組立と同等の精度の検査が行えるシミュレーション仮組立て検査で実施する場合は、監督職員と協議するものとする。

2) 仮組立て検査を簡略化（省略）する場合

請負者は、仮組立て検査を簡略化（省略）する場合の方法について、施工計画書に記載し監督職員に提出するものとする。

なお、仮組立て検査を実施しない場合は、土木工事施工管理基準（案）の出来形管理基準及び規格値第3編2章第12節3-2桁製作工及び第3編第2章第13節1条橋梁仮設工により管理するものとする。

3) 段階確認

（1）直接仮組立て検査を実施する場合は、仮組立て完了時に土木工事施工管理基準（案）に基づき部材精度及び仮組立て精度の段階確認を受けなければならない。

また、シミュレーション仮組立て検査を行う場合は、部材精度の段階確認を受けるものとするが、仮組立て精度の確認については資料の提出による確認に替えることができるものとする。

（2）仮組立て検査を実施しない場合は、部材精度の確認を受けるものとする。

（3）上記（1）、（2）の段階確認は、既済部分検査及び中間技術審査と兼ねることができるものとする。

2. 請負者は、板取りに関する資料を保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

3. 請負者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、「共仕」第3編2-12-3桁製作工(3)①の1)から8)の事項を施工計画書に記載した上で施工しなければならない。

特仕2-12-11 工場塗装工

1. 請負者は、工場塗装終了後、塗膜厚計測を行い、塗膜厚測定記録を作成および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。
2. 請負者は、塗布作業の開始前に出荷証明書および塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、監督職員へ**報告**しなければならない。

第13節 鋼橋架設工

特仕2-13-2 地組工

1. 仮置き中に部材に、損傷、汚損および腐食が生じた場合は、すみやかに監督職員に**連絡**するとともに、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。
2. 組立て中に損傷があった場合は、すみやかに監督職員に**連絡**するとともに、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。
3. 本締め我先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを確認し、その結果を監督職員に**連絡**するものとする。

特仕2-13-3 架設工（クレーン架設）

1. 請負者は架設を自走クレーン等のベント方式で施工する場合には、桁下に全巾のベントを組立て本締めをすることとし、ベントを半分程度組立て仮締め又は本締め後横引する工法は、採用してはならない。これにより難い場合に、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
2. 請負者は、現道上における架設については、**設計図書**によるものとする。

特仕2-13-4 架設工（ケーブルクレーン架設）

請負者は、現道上における架設については、**設計図書**によるものとする。

特仕2-13-5 架設工（ケーブルエレクション架設）

架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。

特仕2-13-6 架設工（架設桁架設）

請負者は、現道上における架設については、**設計図書**によるものとする。

特仕2-13-7 架設工（送出し架設）

桁架設の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-6架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

特仕2-13-8 架設工（トラベラークレーン架設）

請負者は、現道上における架設については、**設計図書**によるものとする。

第14節 法面工（共通）

特仕2-14-2 植生工

- 市松芝張工は芝を1枚おきに市松模様施工するものをいう。
- 請負者は、種子帯の施工にあたっては、土羽の仕上げと同時に、のり長方向30cm間隔に埋込まなければならない。
- 請負者は、現場に搬入された芝は、すみやかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、請負者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお工事完了引渡しまでに枯死した場合は、監督職員に**連絡**するとともに、その原因を調査のうえ再度施工するものとし、施工結果は監督職員または検査職員から要求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。
- 請負者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のために保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。
なお工事完了引渡しまでに発芽不良または枯死した場合は、監督職員に**連絡**するとともに、その原因を調査のうえ再度施工するものとし、施工結果は監督職員または検査職員から要求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

特仕2-14-3 吹付工

- コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工の吹付モルタルの配合表2-1とする。

表2-1 吹付モルタルの配合比

	W/C	C:S:G	C:S
コンクリート吹付	45～55%	1:4:1	
モルタル吹付	45～55%		1:4

注) 吹付コンクリートに使用する細・粗骨材、吹付モルタルに使用する細骨材は、「共仕」第2編2-3-2セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。

- 吹付工法は湿式とする。
- 請負者は、既設モルタル吹付の更新を行う工事では、活膜は残すが剥離したモルタル及び浮石等は除去しなければならない。
- 請負者は、吹付作業に先立ち20㎡に1ヶ所程度釘又は鉄筋等をのり面に固定して設計厚が確保できるよう施工しなければならない。

5. 請負者は、ラス張アンカー鉄筋（ $\phi 16\text{mm} \times 400\text{mm}$ ）については、 100m^2 当り30本の割で設置しなければならない。また、補強アンカー鉄筋（ $\phi 9\text{mm} \times 200\text{mm}$ ）は、 100m^2 当り150本の割で設置しなければならない。
6. 請負者は、吹付けのり面天端付近にラウンディング（ $R = 1\text{m}$ 程度）を行い、雨水の浸透を防止するため吹付モルタルで巻き込まなければならない。
7. 請負者は、 3m^2 に1ヶ所の割合で水抜きパイプ（VP $\phi 50\text{mm}$ ）を取付けなければならない。ただし、湧水箇所には重点的に取付けなければならない。
8. 請負者は、コンクリート吹付工の施工にあたっては、本条2項～7項の規定に準拠しなければならない。

特仕2-14-4 法枠工

1. 請負者は、凹凸の著しいのり面では、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付工などで凹凸を少なくしたのち、型枠を組立てなければならない。
2. 請負者は、型枠の組立てにあつては、縦方向の型枠を基本に組立てすべり止め鉄筋で固定しなければならない。
3. 請負者は、中詰めの施工にあたっては「のり枠工の設計、施工指針（案）5.1プレキャスト枠工の施工（3）中詰め」に準じなければならない。
また、耐水性ダンボール製・板製・プラスチック製等の型枠を使用した場合は、これらの型枠を完全に除去した上で中詰工を施工しなければならない。
4. 請負者は、水抜き管の組立てにあたっては、吹付施工時に移動しないように設置し、目詰りを起こさないように施工しなければならない。
5. 請負者は、吹付けに使用するモルタル又はコンクリートの配合ならびに水セメント比については、吹付けを行ったのり面で設計基準強度 $\sigma_{ck} = 15\text{N/mm}^2$ を満足するように配合試験によって決定しなければならない。
6. 請負者は、枠の吹付けにあたっては、のり面下部から施工しなければならない。
やむを得ずのり面上部から施工する場合には、はね返り等を排除しながら施工しなければならない。また吹付け施工は、極端な高温又は低温の時期や強風時を避けなければならない。
7. 請負者は、縦枠の途中で吹付継手を設けないものとする。やむを得ず吹付継手を設けなければならない場合には、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものをすべて除去し、清掃、かつ湿らせてから施工しなければならない。
8. 請負者は、吹付けの施工にあたっては、型枠断面より極端に大きくならないように施工しなければならない。

特仕2-15-3 補強土壁工

請負者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いて壁面調整しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に連絡しなければならない。

特仕2-16-3 浚渫船運転工

請負者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工においては、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に連絡し、すみやかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

第17節 植栽維持工

特仕2-17-3 樹木・芝生管理工

1. 請負者は、樹種本来の形（円柱上・逆円錐状・狭円錐状・卵状・球状・広卵状等）を維持していくように剪定しなければならない。
2. 請負者は、樹冠の生長の均一をはかるため、頂上枝は少なく、下方枝は多く残さなければならない。
3. 請負者は、樹冠形上不必要な枝（徒長枝・弱枝・ふところ枝・からみ枝等）・枯枝・胴吹き枝をまず除去し、樹木の上部から下部にむかって行わなければならない。
4. 請負者は、枝を切る場合には、必ず新生枝の先端を残して切るようにしなければならない。
5. 請負者は、枝のこぶをつとめて除去しなければならない。この場合、こぶ先の主枝を残すようにこぶのすり取りをしなければならない。
6. 剪定作業は、表15-6の種類とする。

表15-6 剪定作業の種類（高木）

区 分	目通り周（cm）
剪 定 A	30未満
剪 定 B	30～60未満
剪 定 C	60～90未満
剪 定 D	90～120未満

7. 請負者は、夏期剪定にあたっては、樹冠内部に陽光や風が入るように樹形保持と樹勢の均衡をはかるよう剪定し、過度の剪定とならないようにしなければならない。
8. 請負者は、原則として冬期剪定にあたっては、樹高・樹冠を一定の形に整えるとともに、次の繁茂期の緑のために、骨格となる枝条の発育が均斉となるようせん定しなければならない。
9. 請負者は、刈り込みにあたっては、樹種特有の形（マメツゲ類は球形状・カイヅカイブキは紡錘形・ツバキ・サザンカ・キャラボク・サツキ・ツツジ・デンドロウゲ・トベラ等は半球形状）になるように行わなければならない。

10. 請負者は、刈り込みにあたっては、低木が連続して植え込んである場合には、全体的な修景を考慮して行わなければならない。
11. 請負者は、人力による芝刈りにあたっては、で地上高1cm程度に刈取るとともに、縁石等からはみだした芝を切取り、整形しなければならない。
12. 請負者は、機械による芝刈りにあたっては、機械（エンジン付）芝刈機及び肩掛式芝刈機で地上高1cm程度に刈取るとともに、縁石等からはみだした芝を切り、整形しなければならない。
13. 請負者は、人力による抜根にあたっては、植栽枡・歩道（ブロック舗装）・中央分離帯等の連続した箇所、雑草を引き抜かなければならない。
14. 請負者は、架空線又は信号機、道路標識等の道路附属物に接触し、特に道路の通行及びその効用に支障がある街路樹の枝を剪定し、監督職員に**報告**するものとする。
15. 請負者は、枯死又は損傷した街路樹の補植について、**設計図書**に示す場合を除き、樹種・規格支柱等について**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
16. 請負者は、破損又は腐蝕した支柱の取換えにあたって、**設計図書**に明示する場合を除き、形状・規格・設置位置等について監督職員の**指示**によらなければならない。
17. 請負者は、古い支柱をていねいに取除かなければならない。
18. 請負者は、追肥にあたっては、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を後から補うために主として、球状の無機質系肥料を与えなければならない。
肥料の種類・使用量等は**設計図書**によるものとする。
19. 請負者は、肥料の種類によって、養分が雨水等で流失しないようにしなければならない。
20. 施肥は、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を補うとともに、土壌の改良もはかるものである。
21. 肥料・土壌改良剤の種類・使用量・土の削り起し深さ等は、**設計図書**によるものとする。
22. 請負者は、薬剤散布にあたっては、常に作業員の健康維持、沿道住民及び歩行者等の迷惑とならないようにするとともに、使用済の空瓶・空袋等は、危険のないように処理しなければならない。
23. 薬剤の種類・作業時間等については、**設計図書**によるものとする。
24. 街路樹等の応急維持
 - (1) 街路樹等の応急維持班の構成は、表15-7とする。

表 15－7 街路樹等の応急維持班の構成

区分	構成					
	世話役	造園工	普通作業員	運転手	車 種	摘 要
応 急 維 持 A	－	1	1	1	作 業 車	
応 急 維 持 B	1	4	2	2	作 業 車 ライトバン	

(2) 街路樹等の応急維持は、作業出来形が不定形な作業で、主として役務的作業を行うものとする。

(3) 街路樹等の応急維持は、昼間作業とする。

25. 請負者は、移植先の土壌に問題があった場合は、監督職員に**連絡**し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。

26. 請負者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行うとともに、監督職員に**連絡し指示**を受けなければならない。ただし、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならない。

第 18 節 床版工

特仕 2－18－2 床版工

1. 請負者は、コンクリートの打設計画（順序・方法・打数量）について検討のうえ監督職員に**提出**するものとする。

2. 請負者は、コンクリート打設にポンプ車を使用する場合には、吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまでは打設してはならない。

また、コンクリートを配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように、足場等を設けて施工することとする。

3. 請負者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙がある場合には、無収縮モルタルにより充てんしなければならない。

なお、モルタルの配合は、「特仕」第 10 編特仕 4－5－10 支承工の規定によらなければならない。

4. 請負者は、床版型枠吊金具及び床版厚検測用鋼材の現場溶接を行う場合には、その理由、施工方法を**施工計画書**に記載しなければならない。